主 文

本件訴を却下する。 訴訟費用は、原告の負担とする。

## 事 実

当事者双方の申立、主張、証拠関係は、別紙要約書記載のとおりである。

理 由

右のとおり、本件拒絶査定がすでに適法な送達を経て確定し、本件出願についての審査手続が終了している以上、仮に原告が本件裁決の取消を得ても、被告に対し、右出願についての審査審判手続の進行を求めるに由ないことは明らかであるから、原告は、本件住所変更届の不受理処分を争い右裁決の取消を求めるについて、法律上の利益を有するものとはいうことができない。また、他に、右裁決の取消によつて回復すべき法律上の利益を認めるに足りる資料もない。したがつて、原告の本訴請求は、訴の利益を欠くものといわなければならない。

三 よつて、原告の本件訴を不適法として却下することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判官 荒木秀一 野沢明 清永利亮)

(別紙)

要約書

第一 当事者双方の申立

## 一 原告

- 1 被告が、原告の行政不服審査法に基づいてした異議申立につき、昭和四六年二 月四日付四五特総第三、一四九号をもつてした「本件異議申立を棄却する。」旨の 決定は、これを取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

二被告

(本案前)

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

(本案につき)

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第二 原告の請求の原因

ー 本件裁決の存在

- (一) 原告は、昭和四〇年二月一七日、特許庁長官に対し、発明の名称「滑らない舗床盤体」につき特許出願をし、これは、昭和四〇年特許願第九、〇五九号をもつて受理された。
- (二) 原告は、この出願に関し、特許庁審査官Bから、昭和四二年一〇月二八日付拒絶理由通知書の送達を受けたので、同年一二月二一日、特許庁に対し、意見書と手続補正書を提出し、次いで、昭和四五年七月一七日、特許庁に対し、原告の前住所大阪府松原市<以下略>を同年七月六日現住所に変更した旨の住所変更届を提出した。
- (三) しかるに、被告は、原告に対し、昭和四五年九月四日付で、この住所変更届は、拒絶査定の確定後にされたものであることを理由に、受理しない旨告知して来た。
- (四) そこで、原告は、昭和四五年一〇月六日、被告に対し、本願の拒絶査定書 謄本は送達されていないから、拒絶査定が確定するいわれがないことを理由に、 所変更届の不受理処分に対し、行政不服審査法に基づいて異議の申立をしたこの異 高、被告は、昭和四六年二月四日付四五特総第三、一四九号をもつて、この異議中立を棄却する旨の決定をし、この決定書正本は、同月九日原告に送達された。 決定の理由は、「本願の拒絶査定書謄本は、書留郵便物(東京中央郵便局受付明 四三年六月一八日同局引受番号第一〇そ二五四号)に付して原告宛発送してあれ、 本件裁決時まで、この書留郵便物は、特許庁に還付されていない。しかも、一般 に、この種郵便物は、宛先が大阪府の場合、おそくとも三・四日中には原告に送達 されたものと推定される。原告の住所変更届は、特許法第一二一条第一項の拒絶査 定不服審判請求期間の経過後すなわち拒絶査定の確定後の提出にかかるものである。 本件異議申立は理由がない。」というのである。

二 取消の事由 しかし、原告は、前記裁決にいう書留郵便物を受領していないから、被告のいう 拒絶査定が確定するいわれはない。原告は、昭和四〇年特許顧第九、〇五九号の発 明を自ら実施する企てがあつて出願したものであるから、早く特許査定される是 に、あらゆる努力をすることは、出願人一般の意図するところというべく、 その例外ではない。原告は、別件につき、既に拒絶査定に対絶査定書の謄本の とによつて、登録になつた例もあるので、原告としては、拒絶査定書の謄本の になれば、直ちに審判請求をすることは必定である。 とになれば、直ちに審判請求をすることは必定である。 になれば、直ちに審判請求をすることは必定である。 の意見書と手続補正書を提出した後、初めころ、特許庁にの らの通知もなかつたので、原告は後、初めころ、大阪通産局特許室したの らの通知もなかつたので、同室長を訪ねたところを依頼るととである に、その回答を求めるべく同室長を訪ねたところ、目下審査中であるところが、昭和四五年七月にに拒絶査定になった。ところが、昭和四五年七月にに拒絶査定になりまである。 である。このように、原告は、拒絶査定になったことを受けていないを 等許庁に提出したのであつて、拒絶査定になったことを受けていないのである。 特許庁に提出したのであって、拒絶査定になったことを受けていないのである。 特許庁に提出したのであって、拒絶査定になったことを受けていないのである。 特許庁に提出したのであって、拒絶査定になったことを受けていないのである。 を対しているである。 第三 被告の答弁

ー 請求原因第一項(一)から(四)までの事実は認める。第二項の事実は否認す る。

二 原告が、被告によつて受理されなかつた住所変更届は、通常の場合においては 特許法施行規則第九条の規定による届出と解されるところ、この届出は、特許出願 中の者が、その出願案件に関して、被告から必要な書類の送達を受け易いために、 また、被告から見れば、出願人に必要な書類を確実に送達し得るために、住所の変 更があつた場合、出願人に義務としてその変更の届出を命じているものであつて、 その義務の効果は、住所変更があつたのにかかわらず、この届出をしない者に対し ては、

変更前の住所を正当な住所として取扱うことを肯定し、それによる不利益は、出願 人において受忍しなければならないというところにある。

ところで、行政不服審査法第一条第二項にいう「行政庁の処分その他公権力の 行使に当る行為」とは、法の認めた行政庁の優越的な地位に基づき行政庁が法の執 行としてする権力的意思活動であつて、行政法上の法律的行為あるいは準法律的行 為である性質を有するいわゆる行政処分ないし行政庁が一方的に行う事実行為的処 分で、相手方の権利自由の侵害の可能性をもつものと解される。ところが、原告の 本件住所変更届は、昭和四五年七月一七日特許庁に提出されたものであるが、原告 が出願した昭和四〇年特許願第九、〇五九号特許出願については、これより先昭和 四三年五月二八日既に、拒絶査定がされており、その拒絶査定書の謄本は、被告の 指定する職員により、原告(願書記載の住所大阪府北河内郡〈以下略〉)に宛てて 同年六月一八日書留郵便に付され発送されているのである。特許法第一九〇条によ る民事訴訟法の準用および同条の読み替え規定に従うと、民事訴訟法第一七二条 は、「前条ノ規定ニ依リテ送達ヲ為スコト能ハサル場合及審査ニ関スル書類ヲ送達 スヘキ場合ニ於テハ特許庁長官ノ指定スル職員書類ヲ書留郵便ニ付シテ之ヲ発送ス ルコトヲ得」と読み替えられるのであり、同法第一七三条によると、第一七二条に より書留郵便に付して書類を発送した場合には、その発送の時に送達があつたもの と見做されることとなる。したがつて、法律的には、拒絶査定書謄本が現実に原告の手元に届いたかどうかを問わずに、拒絶査定書謄本は、原告に対し、前記発送の日に送達されたものとされるのである。そうすると、原告が特許法第一二一条により前記送達の日から起算する法定期間内に拒絶査定に対する審判の請求をしなから たのであるから、前記拒絶査定は、確定し、該出願事件は終了したものである。原 告の本件住所変更届は、出願事件の終了後にされたものであるから、これを特許庁 において受理したところで、なんら原告に利益をもたらさず、また、これを受理し ないことにしても原告に対しては、なんらの不利益をも及ぼさないものである。このように見て来ると、本件住所変更届は、特許法施行規則第九条にいう届出にはあたらないし、被告が昭和四五年九月四日付でした住所変更届を受理しないとした通知も、被告が行政上の親切としてした事実上の行為であって、誤って「処分」といる。またものである。 う用語を用いたとしても、行政不服審査法にいわゆる行政庁の処分その他公権力の 行使に当る行為にはあたらない。したがつて、被告としては、元来、原告のした異 議申立を不適法なものとして却下の決定をすべきところ、棄却の決定をしたのであ つて、この決定を取り消したところで原告には、なんらの利益をもたらさない。よ つて、原告の本訴は、訴の利益を欠くものとして、却下されるべきである。
四 仮りに、本訴が適法であるとしても、原告の主張するところは、異議棄却決定

四 仮りに、本訴が適法であるとしても、原告の主張するところは、異議棄却決定 (裁決) 固有の違法を主張するものではないから、行政事件訴訟法第一〇条第二項 により、本訴請求は、棄却されるべきである。

第四 被告の主張に対する原告の反論

被告の主張する特許法第一九〇条で準用する民事訴訟法第一七三条にいわゆる「見做す」とは、実際にないことを仮りにあるものとする意味であり、書類を受領した場合、その送達を、受領の時ではなく発送の時にあつたものとするのであるから、原告において、現実に拒絶査定書謄本を受領しなかつた以上、この仮定は破られるものとしなければ公平に反する。

第五 証拠関係(省略)